

保険証廃止に伴う「資格確認書」送付などに関する緊急アンケート 中間報告

2024.3.13現在 大阪社会保障推進協議会

現在の国民健康保険証が12月2日以降に廃止（1年の経過措置あり）になることを受けて保険者には「資格確認書」の発行などの対応が求められています。しかし、通常の国保関連実務に加えて、紐づけ不一致者の点検や「資格確認書」の発行に向けた対応に、担当職員の方においては、かなりの過重労働になるとの声も届いています。こうしたことを受けて大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では今回、緊急に「保険証廃止に伴う『資格確認書』送付などに関する緊急アンケート」を府内全自治体にFAX送信し、3/13現在26市から回答が寄せられています。（アンケート締切は3月15日まで）

1. 厚労省は紐づけ不一致への対応を3月末までに通知していますが、貴自治体での国民健康保険加入者の紐づけ不一致者の点検の状況は。

- ・不一致者なし 16
- ・点検を終えた 9
- ・一部残っている 1
- ・点検できていない 0

2. 現在の国民健康保険証は12月2日以降の廃止になりますが、貴自治体で国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録率はどのくらいですか。

- ・凡そ 45~50% 5 51%~55% 8 56%~60% 11 61%~65% 1
*平均値 55%
- ・一部は把握できているが登録率は不明 1
- ・把握できていない 0

3. 貴自治体で国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効時期を把握していますか。

- ・把握している 0
- ・把握できていない 23
- ・わからない 3

4. 「マイナ保険証」利用登録がない方に「資格確認書」を送付することになっていますが、貴自治体の対応は。

- ・全ての国民健康保険加入者に送付する 4
- ・利用登録者を把握しているので、利用登録者以外の全ての方に送付する 17
- ・原則、申請があった方のみ送付する 1（上記回答と重複回答）
- ・他 4（大阪府に合わせる / 大阪府単位で保険証廃止後の運用を協議している段階で確定した運用に基づいて送付を行う予定 / 未定 / わからない）
- ・NA 1

5. 今年10月から「マイナ保険証」の利用登録解除ができるようになりますが、貴自治体では「資格確認書」発行に対応したシステム構築についての状況は（複数回答可）。

- ・システム構築の検討をしている 17 *コメントあり1件「登録・解除については不明」
- ・他システムとの連携の問題で改修が難しい 0
- ・国の財政支援が分からないと検討できない 0
- ・まだ検討していない 4
- ・内容が複雑すぎて見通したたない 0
- ・わからない 4
- ・他 1（当市では市町村事務処理標準システムを使用しているため現在、国保中央会にて開発が行われている状況）

6. 現在の国民健康保険証は12月2日以降の廃止になりますが、経過措置は1年あります。貴自治体では今年10月末期限の国民健康保険証の更新についてどうされますか。

- ・今年は通常の保険証を送付 21
- ・今年10月31日をもって終了 0
- ・未定 4
- ・他 1（大阪府単位で保険証廃止後の運用を協議している段階であり、確定した運用に基づいて送付を行う予定。）

※全体を通してご意見などございましたらご記入下さい。

- ・マイナ保険証利用登録有無の確認について、システム上の即時性、正確性が担保されるのか不安視している。

●電子証明書の有効期限を迎える時に起きる「2025年問題」の指摘が

問3の国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効時期を把握についてほぼすべての自治体が「把握していない」と回答しています。しかし、電子証明書の更新（有効期限5年*）については、有効期限の2~3ヶ月前に有効期限通知書が送付されることになっています。電子証明書の有効期限を迎える方には、この3か月前くらいに「地方公共団体情報システム機構」から、有効期限通知書（青色の封筒）が送付されるようです [syoumeipamphlet_A4.pdf \(kojinbango-card.go.jp\)](#)。発送は各自自治体が行うのではなく、「地方公共団体情報システム機構」が行いますが、郵便物は自治体から来ているような体裁です（次頁イメージ画像参照）。

*マイナンバーカードの保険証利用には、「マイナンバー」は使われていません。オンライン資格確認に使用されているのは「利用者照用電子証明書」です。「利用者証明用電子証明書」の有効期間は発行日から5回目の誕生日までです。

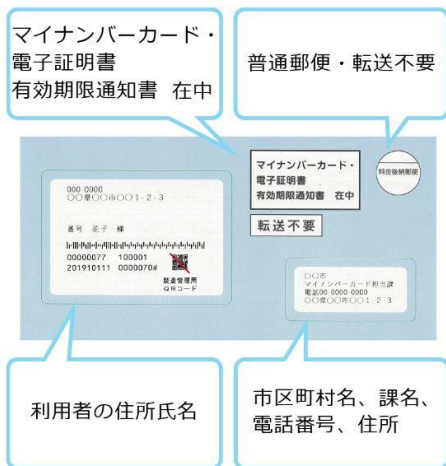
最近マイナンバーカードを取得した方は、更新はまだ先になりますが、以前からe-TAX利用をしている方はすでに期限を迎えた方もいるようです。特に新型コロナの特別給付金支給が始まった2020年4月以降に電子証明書を利用し始めた方は多くおられる（マイナンバーカードを使った方が早く支給されたため）ことが予想されますが、この方々は202

5年に期限を迎えます。電子証明書の期限である5年が訪れると、更新されていないと「突然保険証利用ができない」ということが起こりえます。こうしたことを「2025年問題」と指摘されている方もおられます。

なお、「地方公共団体情報システム機構」の案内文には「更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください」と…。簡単に「利用できない」と書かれても、2025年12月以降は健康保険証廃止の猶予期間も終了しており、「健康保険証での確認」もできず、医療現場では「資格確認」できないことから、一旦全額負担をお願いするしかありません。

結局、健康保険証廃止の猶予期間も終了する2025年は、役所や医療機関が大変な混乱にならないか危惧します。

有効期限通知書は下記イメージの封筒で届きます。



▲ 発送される封筒のイメージ

[更新手続きについて - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](http://www.kojinbango-card.go.jp)

電子証明書の更新手続

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使えなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくようお願いいたします。電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。
※電子証明書のみ有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。更新方法は、本書をご覧ください。

<p>本書</p>	<p>有効期限通知書</p>	<p>照会書兼回答書 ※電子証明書の代理人申請に必要。</p>	<p>照会書兼回答書封入用封筒 ※電子証明書の代理人申請に必要。</p>
-----------	----------------	-------------------------------------	--

本人が更新手続をする場合

- 右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- 窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

 - 署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字
 - 利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字
 - 住民基本台帳用・・・4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。
- 更新手続が完了

持ち物

マイナンバーカード

有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

顔写真は不要です

注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただけます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村等の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

お問合せ 大阪府保険医協会 電話06-6568-7721 (担当/田川)

tgw702916@osaka-hk.org